

# 令和5年度浄水水質検査計画表

○印は浄水 ●印は原水

水質検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備	考	規定基準値	令和3年度実績	令和2年度実績	令和1年度実績	30年度測定値	29年度測定値		
1 一般細菌	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	規定により、省略不可項目のため毎月の実施とする。		100個/mL以下	0	0	0	0	0		
2 大腸菌	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○			検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
3 カドミウム及びその化合物			●										水源上流に水又は汚染物質を排出する恐れのある施設がなく、水質が大きく変わる恐れが少ないと認められ、尚かつ過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため、規定により検査回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。		0.01mg/L以下		<0.0002	<0.0002				
4 水銀及びその化合物			●									0.0005mg/L以下				<0.00005	<0.00005					
5 セレン及びその化合物			●									0.01mg/L以下				<0.001	<0.001					
6 鉛及びその化合物			●									0.01mg/L以下				0.001	0.001					
7 ヒ素及びその化合物			●									0.01mg/L以下				<0.001	<0.001					
8 六価クロム化合物			●									0.05mg/L以下				<0.001	<0.001					
9 亜硫酸態窒素			●									0.04mg/L以下				0.007	<0.004					
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		○	●		○		○		○		○				規定により、省略不可項目のため3月に1回の実施とする。		0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11 硝酸性窒素及び亜硝酸態窒素			●												水源上流に水又は汚染物質を排出する恐れのある施設がなく、水質が大きく変わる恐れが少ないと認められ、尚かつ過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため、規定により検査回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。		10mg/L以下		0.14	0.18		
12 フッ素及びその化合物			●									0.8mg/L以下		<0.05			<0.05					
13 ホウ素及びその化合物			●									1.0mg/L以下		<0.05			<0.05					
14 四塩化炭素			●									0.002mg/L以下		<0.0001			<0.0001					
15 1,4-ジオキサン			●									0.05mg/L以下		<0.001			<0.001					
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			●									0.04mg/L以下		<0.001			<0.001					
17 ジクロロメタン			●									0.02mg/L以下		<0.001			<0.001					
18 テトラクロロエチレン			●									0.01mg/L以下		<0.001			<0.001					
19 トリクロロエチレン			●									0.03mg/L以下		<0.001			<0.001					
20 ベンゼン			●									0.01mg/L以下		<0.001	<0.001							
21 塩素酸		○			○		○		○		○		過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。		0.6mg/L以下	<0.06	<0.06	0.068	0.068	0.06		
22 クロロ酢酸		○			○		○		○		○	0.02mg/L以下			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
23 クロロホルム		○			○		○		○		○	0.06mg/L以下			<0.001	0.003	0.0043	0.0028	0.0033			
24 ジクロロ酢酸		○			○		○		○		○	0.03mg/L以下			0.001	0.004	0.004	0.003	0.004			
25 ジブromクロロメタン		○			○		○		○		○	0.1mg/L以下			0.001	<0.001	<0.0010	<0.0010	<0.0010			
26 臭素酸		○			○		○		○		○	0.01mg/L以下			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)		○			○		○		○		○	0.1mg/L以下			0.002	0.005	0.0068	0.0058	0.006			
28 トリクロロ酢酸		○			○		○		○		○	0.03mg/L以下			0.001	0.002	0.003	0.003	0.004			
29 プロモジクロロメタン		○			○		○		○		○	0.03mg/L以下			0.001	0.002	0.0025	0.0023	0.0025			
30 プロモホルム		○			○		○		○		○	0.09mg/L以下			<0.001	<0.001	<0.0010	<0.0010	0.0015			
31 ホルムアルデヒド		○			○		○		○		○	0.08mg/L以下			<0.005	<0.005	0.005	0.005	0.005			
32 亜鉛及びその化合物			●										過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。		1.0mg/L以下		<0.01	<0.01				
33 アルミニウム及びその化合物			●									0.2mg/L以下				0.03	<0.01					
34 鉄及びその化合物			●									0.3mg/L以下				0.04	<0.01					
35 銅及びその化合物			●									1.0mg/L以下				<0.01	<0.01					
36 ナトリウム及びその化合物			●										過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/5以下であること、さらに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を省略できると判断し、規定により回数を省略し年に1回とする。		200mg/L以下		7.1	6.9				
37 マンガン及びその化合物			●									0.05mg/L以下				0.003	<0.001					
38 塩化物イオン	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	自動連続測定・記録を行ってれば省略可能であるが、設備がないので、規定とおり毎月検査を実施する。		200mg/L以下	8.1	7	7.3	7.3	7.5		

